

平成二十一年六月二十六日受領
答弁第五六〇号

内閣衆質一七一第五六〇号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問に
対する答弁書

一について

栃木県警察によると、同県警察本部長は、真犯人とは思われない方が長期間にわたり刑に服されることとなったことについて、誠に遺憾であり、申し訳ないことと考えている旨の謝罪をしたものと聞いている。
二から四まで及び七について

栃木県警察によると、同県警察本部刑事部長を長とし、今後の裁判所の審理の推移も踏まえつつ、本件
捜査の問題点等について早急に検討することであり、警察庁としても、同県警察における検討が適切
になされるよう指導してまいりたいと考えている。

五及び六について

お尋ねの警察職員の中には、既に退職した者も在職中の者もいるが、その氏名を明らかにすることは、
今後の捜査活動一般に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。

八について

お尋ねについては、本件捜査の問題点等について検討した上で、適切に対処してまいりたいと考えている。